

ラレタルモノトス  
本令施行ノ察現ニ内務省職員ニシテ休職中ノモノ（休職ノ際防空  
局又ハ防空研究所ニ屬シタル者ニ限ル）別ニ辭令ヲ發セラレザル  
トキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ防空總本部ノ職員ニ同官等俸給ヲ  
以テ任ゼラレタルモノトス

待  
覽  
齊

六一

昭和十五年勅令第七百四十一號神祇院  
、副總裁、教務局長及調査官、特別任  
用ニ關スル件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

昭和十八年十月二十一日

内閣總理大臣 東條 英機

